

令和6年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年1月17日
東京都

東京都港湾局では、東京港及び島しょ（伊豆・小笠原諸島）の港湾（漁港、空港及び海岸を含む）の整備及び維持管理を行っています。

これらの業務・取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

「1 選考職種、採用予定人員等」に記載の各区分はそれぞれ別の採用選考となりますが、併願して受験することも可能です。併願する場合は、それぞれの選考に対して申し込み、面接を受験する必要があります。

1 選考職種、採用予定人員等

(※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。

◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

区分	職種	採用予定人数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	任期(※)	職	勤務場所
1	土木	主任・1人	○ブルーカーボン生育基盤整備 ・東京港内における藻場等の整備エリアの設定 ・整備内容の選定 ・炭素貯留評価手法の検討 ・「整備計画」策定 ・計画策定に伴う委員会・協議会運営、関係者調整 ・委託の積算及び発注・監督業務	○学歴区分に応じた建設会社・設計コンサルタント・測量会社・補償コンサルタント・国・地方公共団体等における下記の各実務経験を通算し、「2 受験資格」別表に記載の年数以上ある人。 ・港湾・海岸・河川・一般土木・漁港・漁場施設等の計画策定、構造設計、耐震設計、施工管理等に関する業務 ・その他、上記に準ずる業務 ○ブルーカーボン等の環境に配慮した土木技術に関する知識 ○これまでの経験や専門知識を活かし、各関係者と調整を円滑に進め、都事業を推進できる人 ○以下の資格を有していると望ましい ・技術士(補)・測量士(補)・土木施工管理技士・コンクリート技士 等	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	港湾整備部計画課環境計画担当	東京都庁第二本庁舎

2	土木	主任・ 1人	○離島 DX 事業（衛星やドローン、ライブカメラ等により速やかに現地状況のデータをインターネット上に集約、関係者にリアルタイムで展開・共有し、災害復旧までの作業を効率化する離島港湾情報プラットフォームを構築）に係る各種業務 ・離島 DX 実施計画に係る業務（関係各局・土木関連事業者等との連絡調整、各種調査実施、等） ・離島港湾情報プラットフォーム構築に係る業務（関係各局・土木関連事業者等との連絡調整、各種調査実施、等） ・各委託に係る業務（事業者調整、予算調整、発注図書作成、委託管理、等）	○学歴区分に応じた建設会社・設計コンサルタント・測量会社・補償コンサルタント・国・地方公共団体等における下記の各実務経験を通算し、「2 受験資格」別表に記載の年数以上ある人。 ・港湾・海岸・河川・一般土木・漁港・漁場施設等の計画策定、構造設計、耐震設計、施工管理等に関する業務 ・その他、上記に準ずる業務 ○システム開発に関する知識 ○これまでの経験や専門知識を活かし、各関係者と調整を円滑に進め、都事業を推進できる人 ○以下の資格を有していると望ましい ・技術士（補）・測量士（補）・土木施工管理技士・コンクリート技士 等	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	離島港湾部計画課DX計画担当	東京都庁第二本庁舎
3	土木	主任・ 1人	○都営空港における滑走路端安全区域 (RESA) 整備事業に関する設計及び関連業務 ・新島空港、神津島空港、三宅島空港、八丈島空港における RESA 整備に係る滑走路関係施設、人工地盤、場周道路切廻し等の設計及び施工計画の作成業務 ・上記に関わる関係者等との調整業務	○学歴区分に応じた建設会社・設計コンサルタント・測量会社・補償コンサルタント・国・地方公共団体等における下記の各実務経験を通算し、「2 受験資格」別表に記載の年数以上ある人。 ・港湾・海岸・河川・一般土木・漁港・漁場施設等の計画策定、構造設計、耐震設計、施工管理等に関する業務 ・その他、上記に準ずる業務 ○これまでの経験や専門知識を活かし、各関係者と調整を円滑に進め、都事業を推進できる人 ○以下の資格を有していると望ましい ・技術士（補）・測量士（補）・土木施工管理技士・コンクリート技士 等	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	離島港湾部建設課港湾空港設計担当	東京都庁第二本庁舎

4	土木	主任・ 1人	○道路、橋梁、トンネル等の設計、工事監督等に係る各種業務 ・臨港道路、レインボーブリッジ・東京ゲートブリッジを含む橋梁、海底トンネル等に係る設計、工事監督 ・道路等補修工事に係る技術審査・調整 ・大規模補修・更新等老朽化対策調整 ・交通施設護岸及び道路付属物の点検業務による管理業務	○学歴区分に応じた建設会社・設計コンサルタント・測量会社・補償コンサルタント・国・地方公共団体等における下記の各実務経験を通算し、「2 受験資格」別表に記載の年数以上ある人。 ・港湾・海岸・河川・一般土木・漁港・漁場施設等の計画策定、構造設計、耐震設計、施工管理等に関する業務 ・その他、上記に準ずる業務 ○これまでの経験や専門知識を活かし、各関係者と調整を円滑に進め、都事業を推進できる人 ○以下の資格を有していると望ましい ・技術士（補）・測量士（補）・土木施工管理技士・コンクリート技士 等	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	東京港管理事務所港湾道路管理課補修担当	東京港管理事務所
---	----	-----------	---	--	------------------------	---------------------	----------

2 受験資格

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
 - ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
 - ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
 - ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
 - ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・令和 7 年 3 月 31 日時点の満年齢が 65 歳の再任用職員
 - ・教育公務員※¹
 - ・東京都職員（任期付職員※²、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 7 年 3 月 31 日までに任期が満了する者
- ※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
	主任
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4 年制の大学）の卒業	5 年以上
・短期大学（2 年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校 3 年制卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業	7 年以上
・高等学校の卒業	9 年以上
・中学校の卒業	12 年以上

- 注 1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注 2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- 注 3 合格通知後 5 営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

3 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	受験申込書兼履歴書、職務経歴調書及びエントリーシートによる審査
エントリーシート	以下2点について、申込フォームに直接記入してください。 ①志望動機（回答文字数：200字程度） 「志望動機を記入してください。」 ②活かせる知識、経験（回答文字数：600字程度） 「これまでのご自身の職務経歴や専門性に触れた上で、当該経験等を活かし、港湾局職員としてどのような貢献ができると考えているか具体的に述べてください。」

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

※ 結果通知は申込者全員に送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

4 申込手続

受付期間	令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）午後5時まで
申込方法	「東京都港湾局ホームページ」の下記URLへアクセスし、本案内に従って応募書類を作成し、受付期間中にメールにて提出してください（郵送での申込みは受け付けません）。 <URL> https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/saiyou/ <メールアドレス> S0000512@section.metro.tokyo.jp <注意事項> ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。 ・ 予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。 ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。 ・ 複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。

◎ 第2次選考実施日の2日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、港湾局総務部総務課人事担当までお問い合わせください。

◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

5 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関す

る卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（指定様式有）を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

6 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和7年2月4日（火）までに通知 ※第2次選考の2日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和7年2月6日（木）～2月12日（水） ※会場：東京都庁を予定
最終結果通知	令和7年2月下旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、応募した職種と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5 年	約 306,900 円

- ◎ この初任給は、令和 7 年 4 月 1 日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1 年間に 20 日、4 月採用の場合は 15 日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都港湾局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 9 階南

【電 話】 03 (5320) 5523 (ダイヤルイン)

【港湾局ホームページ】 <https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約 10 分
都庁前駅（都営大江戸線）

《港湾局職員募集ホームページ》

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/saiyou/>